同和問題の早期解決に関する 同和行政・同和教育実施計画

【令和5年度~令和9年度】

さいたま市

目 次

I	策定の趣旨	1
Π	計画の目標	1
Ш	連携・協力体制	1
IV	計画の期間及び見直し	2
V	計画の推進	2
VI	計画の内容	2
	1 同和行政の推進	2
	(1) 人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進	2
	(施策の分類) ①市職員の研修	3
	(施策の分類) ②社会啓発の推進	3
	(施策の分類) ③広報活動の推進	5
	(施策の分類) ④自主的活動に対する支援	6
	(施策の分類) ⑤人権意識調査の実施	6
	(2) 人権相談等の実施と交流の促進	7
	(施策の分類) ①人権相談等の実施と支援	7
	(施策の分類) ②隣保館における住民交流の促進	7
	2 同和教育の推進	8
	(1) 学校教育における推進	8
	(施策の分類) ①学校教育関係職員の研修	8
	(施策の分類) ②教育・啓発活動の推進	9
	(施策の分類) ③学習内容・指導方法の工夫・改善	10
	(施策の分類) ④児童生徒の学力や就学等の支援・相談	11
	(2) 社会教育における推進	11
	(施策の分類) ①社会教育関係職員の研修	11
	(施策の分類) ②教育・啓発活動の推進	12
	(施策の分類) ③人権・同和教育推進組織に対する支援	14
	(施策の分類) ④地域住民の教育・文化活動及び交流の促進 …	14

I 策定の趣旨

我が国固有の人権問題である同和問題は、日本の歴史の過程において作られたものであり、長い間適切な対策が講じられず持ち越されてきました。

このような状況へ対応するため、昭和44年に限時法である「同和対策事業特別措置法」が制定、施行され、同和問題の解決へ向けた各種施策が開始されました。以後、特別措置法は、2度にわたる法改正を経て、33年間継続しましたが、平成14年3月末に法期限を迎え、国の特別対策は終了しました。

その後、同和行政は、特別対策から一般対策へ移行し、いまも根強く残る部落差別意識や偏見の解消をはじめとした各種課題解決に向けて、同和行政及び同和教育を推進することとなりました。

本市では、同和行政及び同和教育を推進するにあたり、同和問題が、基本的人権にかかわる問題であるとともに、人間の尊厳にかかわる極めて重大な社会問題であることから、平成15年3月に、特別対策終了後の基本的なあり方として、同和行政、同和教育の基本方針をそれぞれ策定しました。また、この基本方針に基づき、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15年4月に同和行政、同和教育の実施計画を策定しました。

その後、平成20年4月1日、同和行政と同和教育の基本方針を「同和問題の早期解決に関する基本方針~同和行政・同和教育の基本的あり方~」(以下、「基本方針」)として、また、同和行政と同和教育の実施計画を「同和問題の早期解決に関する同和行政・同和教育実施計画」(以下、「実施計画」)として統合し、5か年の計画として、各種施策を実施してきました。

このたび前期実施計画が令和4年度をもって計画期間満了となりましたが、令和4年は全国水平社、そして埼玉県水平社が創立されて100年を迎えた年でもあります。そのため、この機会に同和問題の解決に対して意識を新たにし、令和5年度からの取り組みを実施計画として策定します。

Ⅱ 計画の目標

本計画は、基本方針で掲げる、「同和問題について重要な課題であると認識し、一日も早く同和問題を解決する」という目的へ向けて、具体的な施策を体系づけ、効果的に推進することを目標とします。

Ⅲ 連携・協力体制

本計画の推進にあたっては、行政及び教育の主体性や公正中立性を確保しつつ、国、埼玉県及び人権擁護機関並びに学校、公民館など関係機関との連携・協力をより一層進めるとともに、地域・家庭・職場との連携も不可欠となります。また、被差別の当事者である部落解放民間運動団体は、差別解消へ向けて重要な一翼を担うことから、意見交換等を図りながら、それぞれの果たすべき役割と立場を明確にして、計画の推進に取り組みます。

Ⅳ 計画の期間及び見直し

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。事業の実施状況については、毎年定期的に点検を行い、その実績評価や国の動向、社会情勢の変動、諸制度の変化などを踏まえ、必要に応じて適切に計画の見直しを行います。

Ⅴ 計画の推進

本計画については、基本方針を具体化するため、同和行政と同和教育の分野ごとに施策を分類し、それぞれに個別の事業を位置付けて、推進を図ります。 なお、計画期間中の各年度には、計画を構成する事業の実施状況を評価し、 改善しながら、着実な進捗管理を行います。

- 1 同和行政の推進
- (1) 人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進
 - ①市職員の研修
 - ②社会啓発の推進
 - ③広報活動の推進
 - ④自主的活動に対する支援
 - ⑤人権意識調査の実施
- (2) 人権相談等の実施と交流の促進
 - ①人権相談等の実施と支援
 - ②隣保館における住民交流の促進
- 2 同和教育の推進
- (1) 学校教育における推進
 - ①学校教育関係職員の研修
 - ②教育・啓発活動の推進
 - ③学習内容・指導方法の工夫・改善
 - ④児童・生徒の学力や就学等の支援・相談
- (2) 社会教育における推進
 - ①社会教育関係職員の研修
 - ②教育・啓発活動の推進
 - ③地域住民の教育・文化活動及び交流の促進

Ⅵ 計画の内容

- 1 同和行政の推進
- (1) 人権尊重意識の高揚に向けた啓発の推進

(施策の分類) ①市職員の研修

市職員は、人権啓発の率先者として、それぞれの業務分野で適切な対応をすることが求められているため、一人ひとりが同和問題の本質を正しく理解しなければなりません。このため、同和問題研修を職員研修の一環として位置付け、様々な研修機会を通じて、一人ひとりの資質向上を図り、市職員として自覚した行動ができるように努めます。

具体的施策	施策の概要
階層別研修	新規採用職員研修
	管理職員研修
全体研修	全職員を対象とした職員研修※
派遣研修	北足立郡市町同和対策推進協議会※
	人権フェスティバル
	人権・同和問題研修会
	先進地視察研修
	隣保館連絡協議会
	研修会
	法務局等※
	講演会・研修会
	埼玉人権啓発企業連絡会※
	人権・同和問題研修会
	他関係機関
	研究集会・研修会等
	ヒューマンフェスタ※
	同和問題講演会

※印は「2 同和教育の推進」に再掲

(施策の分類) ②社会啓発の推進

A 市民等に対する啓発

市民一人ひとりの人権尊重意識の普及高揚を図るため、人権啓発講演会等を開催することにより、心豊かな人間性を養い、同和問題をはじめとした様々な人権課題を自分自身の問題として捉え、その解決に向けて市民が主体的に取り組めるようになるよう努めます。

具体的施策	施策の概要
社会啓発・イベント	人権啓発講演会※
	人権フェスティバル※
隣保館活動	人権講演会

※印は「2 同和教育の推進」に再掲

B 企業等に対する啓発と支援

市内企業等に対して人権問題研修会などを開催し、一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図り、差別をなくす自主的な活動の輪を広げ、差別のない、明るい社会の実現に努めます。また、同和問題の解決に向けて市内の企業等が自主的に開催する同和問題研修会等を支援します。

具体的施策	施策の概要
企業等研修	市内企業等人権問題研修会
	企業トップ&公正採用選考人権啓発推進員研修 会開催への支援
	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介※
	企業への研修支援

C 福祉関係者への啓発と支援

福祉関係者は、地域において日常的に市民の生活に直接触れるため、個人の 尊厳とプライバシーの保護など、人権意識に立脚した職務の遂行が求められる ため、研修を開催するとともに、自主的に行う研修への支援を行います。

具体的施策	施策の概要
人権問題研修	福祉関係者への研修
	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介
	研修会への支援

(施策の分類) ③広報活動の推進

A 啓発資料等の作成・提供

各種研修会等で、啓発に用いることができる資料として、同和問題の早期解決に向けた啓発冊子及び各種人権問題を中心とした人権啓発パンフレットを作成します。また、企業、学校、社会教育団体などが自主的に開催する同和問題研修等を支援するため、啓発ビデオ/DVDと機器等の無料貸出し、各種啓発教材・資料の提供に努めます。

具体的施策	施策の概要
啓発冊子等の作成	啓発冊子「私たちの人権」作成
	人権問題全般に関するパンフレット等の作成
啓発物品の作成	人権標語入り啓発物品の作成※
啓発ビデオ/DVDと 資料の提供	啓発ビデオ/DVDと機器の貸出し※
貝付の提供	啓発教材・資料の提供※

※印は「2 同和教育の推進」に再掲

B 市報による広報活動

毎年、8月の1か月間を「差別を許さない市民運動強調月間」、12月4日から10日までを「差別を許さない市民運動強調週間」と位置付け、重点的に啓発活動を推進するため、人権・同和問題について市報に掲載し、効果的な啓発に努めます。

具体的施策	施策の概要
市報による広報	人権問題に関わる記事の掲載※

※印は「2 同和教育の推進」に再掲

C 啓発看板等の掲出

同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決を図るため、毎年、8月の「差別を許さない市民運動強調月間」、及び12月4日から10日までの「差別を許さない市民運動強調週間」には、啓発用立て看板及びポスター等を市内公共施設等に掲出するとともに、人権啓発塔による人権標語を掲示し、市民の理解と意識喚起を図ります。

具体的施策	施策の概要
啓発看板の作製・掲示	差別を許さない市民運動強調月間※ 8月1日~31日
	差別を許さない市民運動強調週間※ 12月4日~10日
人権啓発塔の活用	人権標語の掲示
ポスター等の掲出	人権問題のポスターの掲出
	人権問題のチラシの配布

※印は「2 同和教育の推進」に再掲

(施策の分類) ④自主的活動に対する支援

同和問題など人権問題の解決のため活動している人権擁護委員や各種民間 団体に対して財政的な支援を行うとともに、企業、関係団体などが自主的に開 催する研修等へ講師の派遣や紹介、あるいは情報提供などの支援を行います。

具体的施策	施策の概要
財政的支援	人権相談事業に対する支援
	関係団体に対する支援
研修活動への支援	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介※
	情報の提供

※印は「2 同和教育の推進」に再掲

(施策の分類) ⑤人権意識調査の実施

同和問題をはじめとする様々な人権問題について市民の意識を把握するため、人権に関する意識調査を実施します。

具体的施策	施策の概要
人権意識調査	人権意識調査の実施
	5年に1度、北足立郡の14市町合同で実施

(2) 人権相談等の実施と交流の促進

(施策の分類) ①人権相談等の実施と支援

人権侵害に対する被害者の救済措置の一つとして、人権相談等の支援を実施しています。

具体的施策	施策の概要
相談の実施	人権相談の実施
	人権相談の周知
	隣保館での相談
	差別事象の把握、対応
人権擁護活動の支援	人権擁護委員の活動への支援
連携・協力	各種関係機関との連携

(施策の分類) ②隣保館における住民交流の促進

同和問題の解決にあたっては、地域住民の交流促進を図ることが重要であり、 隣保館を交流の拠点施設として、地域住民へ提供するとともに、福祉と文化の 向上を図る各種講座を開催するなどにより、住民交流の環境整備に努めます。

具体的施策	施策の概要
福祉・文化の向上	福祉・健康講座の開催
	趣味・文化講座の開催
	図書の配本所
文化祭の開催	サークル活動の発表
子ども会等との連携	子ども会事業等の協力
施設の提供	各種サークル活動の利用
	関係機関・団体の利用
	施設の整備充実

2 同和教育の推進

(1) 学校教育における推進

(施策の分類) ①学校教育関係職員の研修

学校教育関係職員には、教育・啓発の指導者として共通の認識を持ち、それぞれの立場において適切な対応をすることが求められているため、教職員一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、同和問題を正しく理解しなければなりません。このため、同和問題研修を職員研修の一環として位置付け、全教職員を対象として実施することにより、一人ひとりの資質の向上を図り、教育・啓発の指導者として自覚した行動ができるようになるよう努めます。

具体的施策	施策の概要
教職員研修	小・中学校等管理職(校長)人権教育研修
	人権教育主任研修
	現地研修会
	校内人権・同和教育研修
	同和教育推進校連絡協議会
全体研修	全職員を対象とした職員研修※
派遣研修	北足立郡市町同和対策推進協議会※ 人権フェスティバル 人権・同和問題研修会
	北足立地区人権教育研究集会
	他機関主催の研究集会・研修会等
その他の研修	職能別研修(教育相談・進路指導・生徒指導等)

※印は「1 同和行政の推進」に再掲

(施策の分類) ②教育・啓発活動の推進

A 教育・啓発活動

同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決のためには、児童生徒や学校教育関係者の人権意識の高揚を図る必要があります。啓発物等を作成して市立学校等に配布・掲示し、児童生徒や学校教育関係者一人ひとりが同和問題をはじめとする人権問題に気づき、自分自身の問題として捉えられるように効果的な教育・啓発に努めます。

具体的施策	施策の概要
教育・啓発	人権文集「じんけん」の刊行・配布
	人権標語短冊の作成・配布
	人権ポスターの掲示
	実践事例を含めた新しい人権教育啓発・指導資料
	の作成・配布 人権標語・作文の募集・表彰
	人権の花運動
広報・啓発	人権教育ニュースの発行・配布
	市報への人権問題に関わる記事の掲載※
	差別を許さない市民運動強調月間の看板掲示※
	差別を許さない市民運動強調週間の看板掲示※
	情報の提供

※印は「1 同和行政の推進」に再掲

B その他の啓発活動

同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決に向けて、市立学校や学校教育関係者等が自主的に開催する人権・同和問題研修会等に講師の派遣・紹介、啓発ビデオ/DVD等の無料貸出し、各種啓発教材・資料の提供に努めます。

具体的施策	施策の概要
研修等援助	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介※
	啓発ビデオ/DVDと機器の貸出し

啓発教材・資料の提供
情報の提供

(施策の分類) ③学習内容・指導方法の工夫・改善

A 学習内容・指導方法の工夫改善

生涯にわたる人間形成の基礎が培われるもっとも大切な時期にある児童生徒に、子どもたちの人格や個性を尊重し、心豊かな人間性をはぐくみ一人ひとりの人権感覚や道徳性が身に付くよう、成長段階を踏まえた人権・同和教育の全体計画、年間指導計画を作成し、指導方法や学習プログラム、学習形態等の工夫、改善に努めます。

具体的施策	施策の概要
内容・指導方法等の工夫・改善	人権教育研究指定校の委嘱
	道徳教育・特別活動の充実
	個に応じた学習指導の充実
	人権教育の全体計画、年間指導計画の作成
	総合的な学習の時間の充実
	教育研究会等との連携
	各関係機関・団体等との連携

B 指導資料等の作成・配布

効果的な教育・啓発活動を図るために、実践事例を含めた新しい人権教育啓発・指導資料の作成や学習教材等の研究・開発に努め、効果的な指導を推進します。

具体的施策	施策の概要
指導資料等の作成・配布	人権教育指導プランの必要に応じた改訂・配 布
	人権教育の指導方法等の在り方について〔第 三次とりまとめ〕の増刷・配布
	実践事例を含めた新しい人権教育啓発・指導 資料の作成・配布

(施策の分類) ④児童生徒の学力や就学等の支援・相談

児童生徒が安心して地域社会の中で教育が受けられるよう、関係機関や小・中・高等学校等との連携を図り、児童生徒の学力向上や就学支援等の効果的な取組に努めます。

具体的施策	施策の概要
支援・相談活動	進路指導相談の充実
	各種活動等の支援
	各関係機関・団体等との連携

(2) 社会教育における推進

(施策の分類) ①社会教育関係職員の研修

職員は教育・啓発の指導者としての共通の認識を持ち、それぞれの立場において適切な対応をすることが求められており、職員一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、同和問題を正しく理解しなければなりません。このため、同和問題研修を職員研修の一環として位置付け、全職員を対象として実施することにより、一人ひとりの資質の向上を図り、教育・啓発の指導者として自覚した行動ができるようになるよう努めます。

具体的施策	施策の概要
職員研修	公民館職員研修
	現地研修会
全体研修	全職員を対象とした職員研修※
派遣研修	北足立郡市町同和対策推進協議会※ 人権フェスティバル 人権・同和問題研修会
	北足立地区人権教育研究集会

法務局等※
講演会・研修会
埼玉人権啓発企業連絡会※
人権・同和問題研修会
他関係機関
研究集会・研修会等
ヒューマンフェスタ※

※印は「1 同和行政の推進」に再掲

(施策の分類) ②教育・啓発活動の推進

A 社会啓発・イベント

同和問題をはじめとした様々な人権問題が社会の中に依然として根強く存在しているため、市民一人ひとりの人権尊重意識の普及高揚に努めることが必要です。このため学校・家庭・地域等のあらゆる場において人権尊重の心をはぐくみ、市民一人ひとりが同和問題をはじめとした人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう努めます。

具体的施策	施策の概要
教育・社会啓発・イベント	人権啓発講演会※
	人権フェスティバル※
	人権標語・人権作文表彰式
	人権の花運動

※印は「1 同和行政の推進」に再掲

B 地域における教育・啓発活動の推進

市民一人ひとりが啓発活動の内容を十分認識し、その意義を理解することによって啓発効果は大きなものとなると期待されるため、幅広い市民を対象にそれぞれのライフスタイルに応じ、日常生活の中で人権との関わりを自覚できるよう、地域に密着した啓発活動に努めます。

具体的施策	施策の概要
教育・啓発	人権・同和問題の理解を図る講座(公民館)
	各種社会教育施設の学習機会の充実

C 広報・啓発活動

市民の人権意識の高揚を図るため、啓発物等を作成して市立学校や公共施設等に掲示し、児童生徒や市民一人ひとりが同和問題をはじめとする様々な人権問題に気づき、自分自身の問題として捉えられるように効果的な啓発に努めます。

具体的施策	施策の概要
広報·啓発活動	人権文集「じんけん」の刊行・配布
	人権標語短冊の刊行・配布
	市報への人権問題に関わる記事の掲載※
	差別を許さない市民運動強調月間の看板掲示※
	差別を許さない市民運動強調週間の看板掲示※
	各種啓発冊子・パンフレットの作成・配布
	人権標語入り啓発物品の作成※
	情報の提供

※印は「1 同和行政の推進」に再掲

D その他啓発活動

同和問題の解決に向けて、市内の社会教育団体・サークル等が自主的に開催する同和問題研修会等に講師の派遣・紹介をし、市民の自主学習活動を支援します。また、学校・社会教育団体等が自主的に開催する同和問題研修会等に、啓発ビデオ等の無料貸出し、各種啓発教材・資料の提供に努めます。

具体的施策	施策の概要
研修援助	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介※
	啓発ビデオ/DVD・機器の貸出し※
	啓発教材・資料の提供※
	情報の提供

※印は「1 同和行政の推進」に再掲

(施策の分類) ③人権・同和教育推進組織に対する支援

同和問題など人権問題の解決のため活動している民間団体に対して財政的な支援を行います。また、民間団体が人権・同和教育の振興・充実を図るため実施する研修等に際して、講師の派遣や紹介、あるいは情報提供などの支援を行います。

具体的施策	施策の概要
研修活動への支援	人権・同和問題研修会等への講師派遣・紹介※
	広報活動及び啓発活動への支援
	情報の提供

(施策の分類) ④地域住民の教育・文化活動及び交流の促進

地域住民の教育・文化活動及び交流の拠点施設である集会所において、地域 住民のニーズを把握しながら学習機会の充実に努めます。また、地域住民が互 いの人権を尊重したうえで、行動をすることができるようになるよう、効果的 な取組に努めます。

具体的施策	施策の概要
教育・文化活動の充実	成人教室(人権・健康・交流・見学等)
	子ども教室(工作・レクリエーション・体験活動等)
	親子教室 (レクリエーション・交流等)
	集会所文化祭の充実
学習機会の充実	講演会・講座
施設の提供	サークル活動の利用促進
	各関係機関・団体等の利用・連携
	施設の整備充実

同和問題の早期解決に関する 同和行政・同和教育実施計画 【令和5年度~令和9年度】

令和5年3月

発行 さいたま市・さいたま市教育委員会 編集 さいたま市人権教育及び人権啓発推進本部 (事務局 さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課)